

全日本居合道都道府県対抗優勝試合要領

試合方法について

1 各連盟の代表3選手を、各段毎、3試合場に分けて抽選し、トーナメント方式により試合を行い、各段毎に第一位、第二位を決める。

2 勝者(不戦勝も含む)には、勝つごとに1点を与え、各連盟選手3名の得点(勝数)の合計数を以って団体成績を決定する。

但し、団体一位が同点の場合には、各々3選手の勝旗数により決定する。

勝旗数が同本数の場合は、代表者戦により決定する。(段位は、抽選による)

二位以下同点の場合も同じ。不戦勝には、勝旗3本を与える。

3 演技の本数

(1) 試合時間は、技5本を6分以内とする。主審の「始め」の宣告から、正面の礼を終了し、携刀姿勢までとする。

(2) 前項の本数のうち先に古流2本を抜き、後に全剣連居合3本を抜くものとする。

(3) 全剣連居合の指定技については、大会当日、審判長より発表することとし、準決勝以上については、指定技を変えることもある。

(4) 古流2本については、自由。(各回戦毎に変える必要はない)

4 試合者の進退

(1) 試合者は、プログラム順により当該試合場において待機し、所定の場所にて相互の礼をしたのち、呼び出しに応じて遅滞なく入場する。「入場」の合図で開始線の位置につく。主審の「始め」の宣告で試合を行う。

(2) 正面への礼および刀礼は、演武の中に含まれるものとする。
(刀礼は全剣連居合による)

(3) 試合者は、演武を終えたのち(刀礼および正面への礼ののち)正面を向いて携刀姿勢で判定の宣告を待つ。

(4) 判定の宣告後、試合場から退場し、所定の場所にて相互の礼を行う。

(5) 試合者の服装は、剣道着または居合道着・袴を着用すること。

(6) 各自、剣道着または居合道着の左胸部に名札をつけること。(要項参照)

(7) 試合には大刀(真剣)を用いること。登録証は必ず携行すること。

(8) 試合者は下げ緒を着用しないこととする。

※当日各試合場において各段の代表選手は自身の1回戦までに刀剣検査を受けること。